1 令 和 集 の定例 5 年 2 月 4 日 招 県 議 会 案 知 事 お け 追 加 議 提案 説 \bigcirc 明 要 旦目 る

ただいま、御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

職員の給与改定につきましては、去る10月19日に、議長及び私に対しまして、県人事委員会から勧告及び報告がございました。 その主な内容は、民間給与との較差を解消するため、給料表の水準を引き上げること、期末・勤勉手当の年間支給割合を0.1月分引き上げることなどでございました。

この勧告等の取扱いにつきまして、職員の労働基本権が制約されていることの代償措置という制度の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行ってまいりました。

その結果、第143号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」から第146号議案「学校職員の給与に関する条例 及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例」までの関係4議案を今回提案することとし、人事委員会の勧告及び報告などを踏まえ、職員の給与の改定等を行うものでございます。

また、第142号議案「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」は、一般職の期末・勤勉手当の引き上げや国指定職の期末・勤勉手当の改正などを総合的に勘案し、特別職の期末手当の年間支給割合を0.1月分引き上げるとともに、特別職の秘書の退職手当の規定を整備するものでございます。

最後に、第141号議案「令和5年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)」でございます。

今回の補正予算案は、ただ今、御説明いたしました職員給与の改定等に伴い、不足が見込まれる給与費を計上するものでございます。 補正予算額は18億1,140万4千円となり、既定予算と先に御提案申し上げました補正予算第3号、そして今回の補正予算第4号 を合わせた累計額は、2兆2,478億9,774万3千円となります。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。